

RETIO BODY DESIGN 利用会則

第1章 総則

第1条 (施設名称等)

- 1 当施設の名称は「RETIO BODY DESIGN」(以下「本施設」という。)と称します。
- 2 本施設の運営を行っているのは株式会社テクノ (以下「当社」という。)です。

第2条 (目的)

本施設は、施設利用を通じ、より正しい身体の仕組みについて啓蒙し、利用者の心身の健康維持及びその増進を図ることを目的とします。

第3条 (定義)

本会則において、次の用語は以下のとおり定義します。

- 1 満額発生月 利用開始日が1日付～10日付であれば当該利用開始日の属する月を、利用開始日が1日～10日付以外の場合には、当該利用開始日の属する月の翌月を指します。
- 2 満額発生日 満額発生月の1日 (ついたち) を指します。
- 3 利用開始日 入会手続時に会員が指定する当施設の現実の利用を開始する日を指します。
- 4 10日間割清算期間 利用開始日が1日付以外の場合における、当該利用開始日から当該利用開始日の属する月の末日までの間を指します。利用開始日が1日付けの場合には10日間割清算期間は存在しません。

第2章 利用者

第4条 (登録利用者)

本施設は利用者登録制とし、本会則に基づく所定の利用申し込み手続きを完了した方を登録利用者としてします。

第5条 (登録利用者の構成)

- 1 個人会員：個人名で登録し、1登録につき当該1名が営業時間中本施設を利用できます。
- 2 法人会員：法人名で登録し、法人利用に関する契約により定められた人数が営業時間中本施設を利用できます。

第6条 (本利用会則の適用範囲)

本利用会則は、登録利用者及び法人会員からセキュリティキーの貸与を受け実際に本施設を利用する個人に適用されます。

第7条 (利用資格、利用手続き)

- 1 本施設の利用資格を有する方は、15歳以上の健康な男女で本会則を承認し、所定の利用登録を完了した人としてします。
- 2 次に該当する方は利用登録をお断りすることがあります。
- ①健康状態を害している方 (脳、心臓病、伝染病患者等)、またはそのおそれがある方。
- ②反社会的勢力及びその関係者、薬物常習者、アルコール中毒者。
- ※刺青、ファッションタトゥーがあっても利用可能ですが、他者の目に触れぬよう配慮ください。
- ③他の施設利用者に迷惑をかけるおそれがある方及び当社が不適格と認めた方。
- 3 入会手続きに際しては LINE 公式アカウント登録を必須とします。プログラム変更等のお知らせを LINE 公式アカウントにて配信致します。LINE を登録されていない方向けには、ホームページにてお知らせをして参りますので、ご確認をお願いします。LINE 公式アカウント、ホームページ配信内容の未読によるご意見につきましては受付いたしかねますので、ご了承下さい。

第8条 (未成年者)

未成年者が利用を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上、登録申し込みを行うものとしてします。親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとしてします。

第9条 (個人情報)

登録利用者は、個人情報の取り扱いについて当社のプライバシーポリシーに予め同意するものとしてします。

第10条 (利用料の支払い)

- 1 個人会員の利用料は以下の表のとおりです。なお、別途個別の有料サービスを個人会員が受ける場合には、別途料金が発生するものとしてします。

	レギュラー会員	年間会員	
		1年会員	ビューティー会員
入会金	7,590 円 (税込)	7,590 円 (税込)	7,590 円 (税込)
利用証代 (セキュリティキー発行手数料)	5,500 円 (税込)	5,500 円 (税込)	5,500 円 (税込)
月会費	7,590 円 (税込)	7,590 円 (税込) 但し1か月分 (満額発生月分) は無料とする。	10,890 円 (税込) ただし、1か月 (満額発生月分) のみ7,590 円 (税込) を 割引く。
水素水オプション／月	1,100 円 (税込)	1,100 円 (税込)	1,100 円 (税込)
パーソナルトレーニング利用契約	7,700 円 (税込) ／1回 (50分) ※その他長期のプランもあります。		

- 2 10日間割清算期間の月会費について、月会費の日割計算は10日間単位でしか行いません。そのため、利用開始日が1日以外の場合の10日間割清算期間の月会費は以下のとおりとしてします。

利用開始日	1日～10日	11日～20日	21日～31日
月会費	月会費の全額	月会費の2／3相当額	月会費の1／3相当額

- 3 個人会員は、当社が定める利用料金 (利用月分) を前月末日までに支払うものとしてします。支払い方法をクレジットカードでの引き落としとする場合には各社の指定に基づき、また、銀行振替手続を利用する者は毎月27日の振替をもって次月分の利用料の支払いとしてします。なお、月利用料未納の方は支払いが完了するまで施設の利用はできません。
- 4 月会費を2か月滞納した場合は、それぞれ支払期日から年14.6%を加算して請求してします。

第11条 (他店舗の利用)

個人会員は登録利用者である期間、他の RETIO BODY DESIGN 店舗を10回／月まで利用できるものとしてします。

第12条 (契約の更新等)

個人会員が当社と締結する本施設の利用契約について、契約期間及び、契約期間満了時の更新についての規律は以下のとおりとしてします。

	レギュラー会員	1年会員	ビューティー会員
契約期間	10日間割清算期間 及び 満額発生日から1か月間	10日間割清算期間 及び 満額発生日から1年	10日間割清算期間 及び 満額発生日から1年
契約の更新	退会の手続きを実施しない限り 1か月ごと自動で契約を更新し 継続してします。	1年間の期間満了日の属する月の当月5日までに、 契約を更新しない旨をフロントに伝え、 手続きを行わない場合、1年間の期間満了後は、 レギュラー会員として契約が継続してします。	1年間の期間満了日の属する月の当月5日までに、契約を更新しない旨を フロントに伝え、手続きを行わない場合、1年間の期間満了後は、 契約期間を1か月として契約が継続する。 この1か月ごとの契約の更新については、レギュラー会員と同様の 自動更新とし、月会費はビューティー会員のものとしてします。

第13条 (退会)

- 1 会員都合による契約中途での退会 (解約) についての規律は以下のとおりとしてします。

	レギュラー会員 (年間会員につき、期間経過により 契約期間が1か月間となった会員を含む)	1年会員	ビューティー会員
期間内での解約の可否	可能 退会月の5日までにフロントにて手続きを行い、 当該月末をもって退会とする。 なお、6日以降に手続きを行った場合は 翌月末での退会となります。	不可 ただし、期間内解約費用を支払った場合は除く。	不可 ただし、期間内解約費用を支払った場合は除く。
期間内での解約をする 場合に会員が支払う費用		・月会費 1か月無料特典返還分 7,590 円 (税込) ・プラン変更手数料 3,410 円 (税込)	・早期解約金 22,000 円 (税込)
備考		県外等事実上通うことが難しい地域への転勤、 怪我・病気での入院、妊娠・出産で退会する場合、 プラン変更手数料を免除し、7,590 円 (税込) の 支払いとしてします。	県外等事実上通うことが難しい地域への転勤、 怪我・病気での入院、妊娠・出産で退会する場合、 早期解約金を7,590 円 (税込) としてします。
入会時割引キャンペーンの適用の特則	入会時に初回割引キャンペーン (利用料のうち何らかの割引を行うもの) の適用を受けた会員は、月会費満額発生日から3か月間は退会できないものとしてします。 やむを得ず3か月以内での退会を行う場合には、満額発生日から3か月間までの残期間の月会費及び、初回割引キャンペーンで割り引かれた分と同額を支払うこと で退会できるものとしてします。		

- 2 退会する場合は、本施設フロントに退会したい旨を直接申告し、退会手続きを行うことを要し、電話、ファックス、郵送、Eメール及びインターネットでの退会手続きはできません。

第14条 (諸手続き及び変更事項)

登録利用者は、登録申込書記載内容に変更があった場合は速やかに変更手続きを完了しなければなりません。

第15条 (休会)

- 1 登録利用者は本施設を休会する場合、休会したい月の前月5日までにフロントで手続きを行い、その翌月1日より休会となります。
- 2 休会中の月会費は1,100円(税込)とします。
- 3 1年会員とビューティー会員が休会した場合、休会した期間分、契約期間が延長します。

第16条 (登録削除)

本施設は、登録利用者が次に該当すると認めた場合、利用者を強制的に退会(解約)することができます。なお、退会させるにあたり、個別の通知は不要とし、当社における利用登録の削除をもって契約の解約をしたものとみなします。

- ① 本施設の名誉を著しく毀損し、又は秩序を乱し、本施設に損害を与えた場合。
- ② 故意、又は重大な過失により、本施設、設備を破損させた時。
- ③ 本会則、その他施設の定める諸会則に著しく違反し、改めようとしないうち。
- ④ 利用料を滞納し、滞納額が月会費2か月分に達したとき。
- ⑤ 利用登録に際して、本施設に虚偽の申告をしていた時。
- ⑥ 駐車場ルールを守れない方。
- ⑦ その他、登録利用者としてふさわしくないと当社が判断した時。

第17条 (反社会的勢力等の排除)

- 1 次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要せず、本契約締結後であっても無条件で本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜・政治活動標榜・特殊知能暴力集団等又はこれらに準ずる反社会的な集団又は個人(以下、総称して「反社会的勢力」といいます)である場合。
 - (2) 自ら若しくは第三者を利用して、以下に掲げるいずれかの行為を行う、又はそのおそれがあると相手方当事者が合理的な根拠に基づき判断した場合。
 - ① 反社会的勢力であることを標榜した場合。
 - ② 反社会的勢力を利用した場合。
 - ③ 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合。
 - ④ 名誉や信用等を毀損した場合。
 - ⑤ 業務を妨害した場合。
 - ⑥ 違法行為又は法的責任を超えた不当要求行為をした場合。
 - ⑦ 不法又は不正な取引を行った場合。
 - ⑧ 金融・不動産市場の秩序を乱すような行為を行った場合。
 - ⑨ 社会的に好ましくない風評がある場合。
- 2 前項に違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方当事者に直ちに通知します。

第18条 (外部トレーナーによるパーソナルトレーニングに関して)

外部契約トレーナーによるパーソナルトレーニングを受ける場合は、トレーナーと個人間で契約を締結するものとします。

この契約に本施設は関与せず、トレーニング中の事故および事象に関してその責任を負いません。

第3章 施設運営

第19条 (利用会則の制定、改定)

当社は、本施設の円滑運営及び登録利用者との契約内容規律のため利用会則を制定します。また、必要と認めた場合、本会則・細則・その他本施設の運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。尚、改定を実施するときは、当社は1か月前迄に施設内への掲示及び当社ホームページにて告知することとし、その効力はその時点の本会則適用者全員に及ぶものとします。

第20条 (利用証[セキュリティキー])

- ① 当社は、利用者に対し利用証を発行します。利用者は、本施設利用時には必ず利用証を提示し認証を受けるものとします。
- ② 利用者は利用証を第三者に貸与または譲渡することはできません。
- ③ 利用者は登録時に申し込みが必要です。利用証の使用権は個人に帰属し、他者への貸与は禁止します。他者への貸与や共連れ(一度の認証で複数名が入館する行為)が発覚した場合、利用者の契約初月まで遡って貸与、共連れ人数分の料金を請求します。
- ④ 利用者は利用証を紛失、破損した場合速やかに本施設に届け出、再発行手続きを受けるものとします。尚、再発行の際は本施設所定の手数料が必要です。
- ⑤ 利用者が利用証を紛失するなどして警備会社を呼んだ場合、その実費は利用者が負担するものとします。

第21条 (定休日)

本施設は定休日を設けず、24時間使用出来るものとします。メンテナンス等、特別な理由が生じ定休とする場合はLINE公式アカウントにて告知するものとします。

第22条 (営業時間)

- 1 本施設は、原則24時間365日利用できます。ただし、消毒や点検等により利用できない場合もあることを予め登録利用者は承諾するものとします。
- 2 営業時間にかかわらず、スタッフが店舗にいる時間は下記の時間に限定されます。なお、スタッフのいる時間は場合によっては変更する可能性があることを予め登録利用者は承諾するものとします。

平日 9:00～13:00・17:00～22:00、土日祝 9:00～18:00

第23条 (施設の利用制限、閉鎖)

次の事由により本施設の一部又は全部の利用を制限もしくは閉鎖することができます。

- ① 気象、災害等又は社会、経済情勢の著しい変動等により開業が不可能な場合。
- ② 本施設の改造又は修理の時。
- ③ 本施設が企画し実施する諸活動を行う時。
- ④ 経営上重大な理由が生じた時。

第24条 (損害賠償責任免除)

本施設の利用に際して、利用者本人に生じた損害について、当社に重大な過失があるものを除き、当社は一切損害賠償の責を負わないものとします。また、利用者本人が第三者に損害を与えた場合は、当社は責任を負わず、利用者本人がその賠償責任を負うものとし、また利用者本人が故意過失により当社設備を故障させた場合も当社に対し賠償責任が発生します。(施設や機械の不備に起因する損害に関しては除外します)

第4章 施設利用について

第25条 (施設利用心得)

- ① 登録利用者は本会則及び本施設の定める注意事項を遵守し、本施設内ではスタッフの指示に従うものとします。
- ② 登録利用者は誰もが気持ちよく施設利用ができるよう配慮を心がけるものとします。1つの器具を長時間占有する事を禁じます。マシン等、各種目は10分以内でご利用ください。
- ③ 本施設内(駐車場を含む)では、禁酒、禁煙とします。
- ④ 登録利用者は、本施設内においてトレーニングウェア、室内用シューズの着用をするものとし、場合によっては一定の制限を設ける場合があります。
- ⑤ お忘れ物は1週間を保管期間とし、期間を過ぎた場合は処分とさせていただきます。貴重品である場合は保管期間後、警察へ届けるものとします。

第26条 (入場禁止、退場)

- ① 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断される時。
- ② 酒気をおびている時。他の施設利用者に迷惑を掛けると判断される時。
- ③ 本会則及びその他会社の定める会則に違反し、又はスタッフの指示に従わない時。
- ④ その他、本会則第3章第21条に該当する時。